

市長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月28日

郡山市長 椎根健雄

郡山市規則第5号

市長事務委任規則の一部を改正する規則

市長事務委任規則（昭和40年郡山市規則第4号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (保健所長への委任事務) 第3条の2 (略) 2~20 (略) 21 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下この項において「法」という。）関係（犬による危害の防止に関する条例（昭和33年福島県条例第17号。以下この項において「県条例」という。）関係を含む。） (1)~(21) (略) <u>(22) 省令第16条の6の規定による犬の旧所在地を管轄する市町村長への犬の新所在地の通知に関すること。</u> <u>(23) 省令第16条の7第2項の規定による犬の原簿の送付に関すること。</u> <u>(24)~(32)</u> (略) 22 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）関係 (1)~(49) (略) (50) <u>省令第13条第11号の規定による通知の受理に関すること。</u> (51)~(60) (略) 23~37 (略) | (保健所長への委任事務) 第3条の2 (略) 2~20 (略) 21 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下この項において「法」という。）関係（犬による危害の防止に関する条例（昭和33年福島県条例第17号。以下この項において「県条例」という。）関係を含む。） (1)~(21) (略) <u>(22)~(30)</u> (略) 22 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）関係 (1)~(49) (略) (50) <u>省令第13条第10号の規定による通知の受理に関すること。</u> (51)~(60) (略) 23~37 (略) |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。